



Title	原田信男 『歴史のなかの米と肉-食物と天皇・差別』
Author(s)	塚本, 学
Citation	駿台史學, 92: 82-89
URL	http://hdl.handle.net/10291/8649
Rights	
Issue Date	1994-10-01
Text version	publisher
Type	Departmental Bulletin Paper
DOI	

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/>

原田信男

『歴史のなかの米と肉』

—食物と天皇・差別—

塚本 学

日本の全時代史にわたる問題を提起した意欲的な著作である。末尾の引用文献一覧が十ページにおよび、これと別に著者別に列記される参考文献の著者は二百人に近い。広範な分野の史料と先行研究との探索の上に成ったわけだが、それは「はじめに」に著者が記す抱負に対応する。一般に日本文化論が米中心に論ぜられやすいのに対して、著者は、天皇の米の祭祀の対極には卑賤視された民と肉との結びつきがあると考え、このような米と肉との対立関係としての日本史という課題を設定し、本書はまだ試みられたことのないこの課題への著者の解答である。目次にしたがって内容の大筋紹介からはじめよう。

序章「近代における米と肉」は天皇の肉食再開と民衆の

混乱、諭吉の肉と鷗外の米、老農の努力と北限の米、朝鮮における産米増殖政策の四節からなる。明治天皇の肉食と宮中料理の肉食採用とを肉食再開と呼ぶ事情は第二章に説かれるが、ここでは西欧列強に範を採る上でこの措置が、肉を穢とみる民衆を混乱させた面が指摘される。日本人の肉食一辺倒を批判した福沢諭吉と米食の歴史性を重視した一世代後の森鷗外が、ともに主食としての米生産量の不足を認識していて、その事実が米への願望を根強いものにしたと指摘し、以下稲作への農民の熱意と高い技術水準、さらにその北海道への拡大、植民地朝鮮の産米増殖が価値観の朝鮮への押しつけでもあったことに及ぶ。

第一章「米文化の形成と天皇」と第二章「米への収斂と肉食の禁忌」とは、それぞれ日本における食生活の原像、弥生時代における米と肉、神話に見る米と肉と天皇、祭祀に見る米と肉と天皇、ついで天皇の肉食と古代の狩猟、肉食の禁忌と米の生産、古代国家の選択と理念、古代国家の水田志向の各四節から成る。いわば原始・古代の部だが、それぞれが魅力的な各節名のなかには一冊の著書の題名にもなるほどのものもある。短いスペースで関連諸学の成果

の吸収にも努めている。縄文時代の植物食の比重の重さや魚介類の重要さに触れながらも、狩猟を基本的な生産活動の一つとして動物肉を重要な食料の一部とするのが、以下の論の大きな前提となる。弥生時代には、農耕が最も安定的で主要な食料獲得形態であったが、水田生産力の低さ等からみて漁労や狩猟の位置は大きく、米と肉とは補充しあう食物であり、農作物・魚介・鳥獣が食生活を支えたことは神話や祭祀にも反映されるのに対して、国家の潤色性の強い『日本書紀』で稲に特別な位置が与えられ、村落レベルの神饌に対して天皇の国家的レベルでのそれが米に大きく傾斜したことを「延喜式」記載の踐祚大嘗祭の内容から想定する。国家的剰余の蓄積に適した米が最も主要な食料として選択され、米の比重を極端に高めようとする国家の姿を認めるのだが、国家形成期には、天皇の肉食に象徴されるように狩猟が盛んで、農耕とは補充関係にあり、米と肉との相互矛盾関係はまだ認められないとする。天武肉食禁止令は、農耕儀礼としての動物供犠を否定する考えのものと、農耕の妨げになる肉食を抑えて農耕の推進をはかったものであり、農耕だけでは完結しなかった庶民生活に、

仏教を国家鎮護の中核に据えた律令国家は、稲作中心の農

耕を社会生活的な生産活動の基本とし、この障害と認めたと殺生を禁止していく選択をしたとみる。こうした政策の徹底を、とくに八世紀中葉に認め、墾田永世私財法にいたる水田開発策にも論及する。

第三章「肉食禁忌の浸透と神仏」から五章までは、「米と肉との関係が決定的になる時代が中世」（はじめに）とする著者にとって本書の中心部分であろう。第三章は、中世における肉食の実態、肉食の穢れと神道、肉食の罪と仏教、肉食否定の進行と狩猟の衰退の四節から成る。古代末から中世にいたる時期の肉食とくに獣肉食史料が文献と発掘成果から列記され、中世社会では儀式などの場で獣肉食タブーが遵守されたが日常的な食生活を規制せず、とくに公家社会での肉食忌避傾向に対して武家とくに下級の武士や農民には肉食が一般的だったことの論証にはじまり、神道の肉食穢れ感について、魏志倭人伝の持衰記事にはじめて中世諸社の物忌令を検討し、中世を通じて、神道の触穢思想の展開によって肉は穢れた食品と意識されていったとする。仏教もこれとならぶ役割をはたしたのは、殺生罪悪感とともに律令国家成立期以来の農耕推進のための呪術の要素にもあることをあらためて指摘する。九世紀から十世

紀にかけて権力者内部での狩猟禁止の意識につづいて狩猟・漁労に大きく依拠していた在地の武士や農民の間にも、中世を通じて狩猟の衰退がみられたのは、仏教と神道との社会的浸透の帰結でもあったとする。

第四章「米の収奪と水田の展開」は、租税としての米と食生活、畠地の位置と山野河海、中世における水田の展開、武家の転身と中世の転換から成る。古代中世を通じて米は収奪の主対象となり、下層の農民ほど米食の機会が少なく、そこではなお肉を含む山野河海の産物が利用に供されたが、領主層の要請による水田開発はかれらにも上層の食生活の模倣を可能にし、水田志向が根付いていく。殺生を生業の一つとした武士も、農耕社会の頂点に立つて旧来の社会的価値基準を踏襲し、狩猟民的な肉食を否定するという転身をとげた。

第五章「肉の否定と差別の進行」は、非農業民と天皇の關係、肉の穢れと差別の概念、新仏教の展開と肉食、米志向と差別の深化の四節から成る。ここで非農業民とは、農耕を中心とした国家の米収奪体制から外れ非定住の生業を営む被支配者（一七五ページ非支配者は誤記か）ととらえられているようで、後醍醐の政策を問題とするが、本来的

に米の司祭者としての天皇の非農業民支配は特殊条件下の特異現象とされ、その敗北後、非農業民に対する差別が進行するとみる。中世の穢れ意識が、死穢と密接に関わる肉食への賤視をもたらしただけを取り上げ、とくに肉食に最も関わる穢多を中世賤民の主要部分と考え、その農耕への傾斜に米中心価値観の社会最底辺への浸透を認める。国家上層による肉食否定の社会的進行と同時期に形成されていった新仏教や神道に、肉食許容の態度がみえるのは、狩猟・漁労に従事し肉食する民衆を対象としたゆえであったが、その点に古代国家以来の価値観からの攻撃が加えられた。中世後期に武家の転身にもなつて新仏教も支配者の立場に接近していったのは、同時期の村落で農耕と米への執着が強まった結果でもあったとし、肉食の穢視と米中心価値観の浸透が、近世石高制社会に至つて体制的に確立していくことを主張する。

米と肉によつて著者がメスを入れようとするのは、一方の天皇とともに一方の被差別民であり、その論証が五章であったが、天皇・被差別民をタテ軸とし、国家領域をヨコ軸とする著者の構想に即して、第六章「米と肉と国家領域」が設定される。肉食をタブーとしなかつた北海道・沖縄の

肉食文化を指摘した一・二節につづいて、米と肉と国家領域を改めて節の名として米の世界を日本の国家領域とする認識を指摘し、四節では朝鮮半島を含む周辺地域での差別の位相を考察して、価値観が異様に米に収斂し肉を排除したことが、天皇と被差別民という社会のタテ軸の両極を形成させた大きな要因と指摘する。

終章「近世における米と肉」は、米社会の成立と肉食否定、近世の農政思想と米食論、近世の学問思想と肉食論、近世の政治思想と差別論の四節で、石高制をとった幕藩制国家を、米に比重を置こうとした古代律令国家の完成形態とするのは、著者の論理からは自然の帰結でもある。ただ肉食否定の建前下、現実には肉食が存在したことへの注意も指摘される。米中心の考え方は慶安触書（この利用法はやや不用意の感がある）から安藤昌益に至る文献に認められる反面、儒者・本草学者に肉食肯定論もあることをあげ、そこでは差別意識も比較的弱いかの指摘がある。

著者はなお「おわりに」で、料理史との相関にはじめて米と肉の現在に及ぶ論を展開するが、その内容紹介は割愛しよう。膨大な内容に比べれば少ないスペースにまとめた本だから、この要約はむづかしかった。以上の簡略で恣意

的な要約が、著者の意を伝えかねた点は多々あろう。著者にお詫びし読者には直接本書について学ぶことを望みたいが、以上の記述だけでも、本書がいかに多方面にわたる大きな問題を提起しているかを察することができよう。以下コメントを加えてみる。

食料は、人類の歴史を通じて最も不可欠な消費物資であり、その採取や生産は人類の活動の最も本源的な部分になるわけだが、文字史料によって遡れる時代以来、その生産者と生産者からの徴収によつて生きるものとの分離があった。これを民衆と支配者とよぶなら、支配者と民衆との食生活の差にはさまざまなすがたがあるう。もしも日本列島の支配者が、列島の外での食文化を身につけた外来者であったとしたら、かれらは民衆自身の食料とは別な食料の生産を民衆に求め、徴収され支配者の食料となるものと民衆の食料との分離があったであろう。その可能性はここでは認められていないし、評者もたとえば騎馬民族征服国家論を歴史的事実と考えるものではない。だが、日本列島の支配者が、大陸・半島の「先進文明」からの文物攝取によつて民衆を支配したことはあきらかだ、たとえば衣生活のばあい、その少なくとも公式の衣料は民衆のそれより中国支

配層のそれに接近したものになったであろう。同様に食生活の場面で、畿内支配者が華北に、またさらに東国支配者が東国住民より畿内に接近した食生活が考えられないか。この点が弱いとすると、それは、食生活が土地の自然環境に依拠する点の特別な大きさを意味しようか。食生活からの日本社会の歴史という領域に取り組んだ本書に接すると、そうした論理構成をも求められる感がする。

この観点を一応棚上げしてみると、交通革命以前の世界では、支配者の求める食料は基本的に支配下民衆の生産物以外ではありにくい（本州と北海道との距離程度だと支配者の食料輸入もあったが）。そこでその収奪のために民衆の消費を制約することが、支配者と民衆との食内容を異なるものとし、一面では民衆の生活上欲が支配者と同じ食料を求めていくことになろう。本書の趣旨のひとつは、米が日本においてそのような食料であったことの指摘でもあり、米の対極に肉を設定したことで民衆内部の差別にも及ぶ問題にひろげた。肉食の語は、魚介類を含む動物食の意味で用いられることもあるが、とくに獣肉食を中核に置く。日本の獣肉食文化は古く豊富であり、一面でその穢意識が差別に通じるから、この観点は本書を魅力的にしている。

だが、米食に対する動物食、とくに獣肉食という設定には、いくらかの無理もある。著者はたとえば一章一節で縄文期の植物食の豊富さを指摘した業績に触れるなど、その論旨に必ずしも適合しないデータにも目を向けるのだが、米食一辺倒以外の食生活での肉食とくに獣肉食の強調は、海産物、島作物また山野の植物食品の位置を軽視する傾向を示す。米食一辺倒の食生活とは別な食文化の存在はたしかだが、それが獣肉食を中心としたことを意味するわけではない。著者もこの点に留意はしていて、肉は重要な食料の一部であったという表現が多くとられ、その限りでは反論の余地がないのだが、読者は米食中心以外の食文化が獣肉食中心であるかの錯覚を抱きかねないし、著者にもときに獣肉食にそのような位置を認めたがっているかの叙述がみられる。古代国家形成期に狩猟に対して漁労が優れた位置に立ったことを、食生活のウエイトは徐々に海産物へと傾くとし（六五ページ）、戦国末期には鳥獣の肉に代わって魚介が食膳に重要な位置を占めるに至ったとする（二一九ページ）のは、古代・中世の全期を通じて、獣肉から海産物への移行が一貫した傾向として継続したとの説になり、同時期に著者が想定する米中心食の浸透とあいまった動き

とも理解される。獸肉食は、魚肉より主要な食品であったのが、徐々に魚肉にその優越した位置を奪われていったかの主張になるのである。獸肉食が日本列島でひろくみられたことはたしかだが、このような主張は論証困難で、たとえばまた魚介類の保存・輸送のための加工技術に相当するほどのものを、獸肉に認めることはできないのではないか。

『延喜式』レベルの史料に獸肉の加工品もあることは、この点への反論にはなりにくいだろう。先に評者が提示した問題にここでもどうだろう。律令国家の支配者は、民衆にくらべて大陸・半島の文化に強く接し、またこれに習おうとする傾向をもった。一方、列島の自然環境の面では、中国とくに華北の世界にくらべて海産物への依拠が大きくて当然であり、民衆の肉食・支配者の米という著者の構想に反して、肉質食料に関しては、民衆の魚介類に対してむしろ支配者の獸肉嗜好を想定する方が自然ではあるまいか。評者は、江戸時代の本草学者の食物に関心を寄せた文献が、中国本草学に対して獸より魚に注意して日本本草学の自立に貢献したことを想起する。

民衆の間に獸肉食がかなりみられた時期は長く、それを穢とするみかたが後発のものであることはたしかである

う。その際、仏教での殺生戒の立場からは魚と獸との差がなく、穢感覚は一般に魚類には及ばないことが、魚を殺生戒対象とする意識をも弱くしたのか、魚の生命については獸の場合とちがった感覚があったのか等々の問題があつて、本書もそこまでは及ばない。あるいは、著者のいう日本における食生活の原像に魚類も獸類も含まれるとはいへ、両者の区別意識はそれ以来で、獸肉食文化は支配者の間で外来の儀礼とともに積極的に採用され、その後、外国文化への反発の空気のなかでこの穢れ感が強調されていったとみることはできないだろうか。

著者の獸肉食への思い入れは、一面非農業民と被差別民との考察にもひびいているかに思われる。肉食―魚類を含む肉食―をする非農業民とこれへの差別が強調される。その事実を認めるにしても、農業を営みながら漁業も狩猟も併用し、米以外の食料に依拠するひとびとこそが、米一辺倒食文化以前の多数の民衆であつたとみるのが、著者の食生活史論にむしろふさわしく、米文化から排除された非農業民という設定は、この論旨を乱してはいないだろうか。私見では、米はとくに輸送携帯と貯蔵にかなう故に、戦陣で、また都市住民の場で、主食としての地位を確立したも

ので、そこからは非定住の非農業民の間に、意外に米食依存の高さもありうるかとも思うのだが、いかがであろうか。著者の論理では、幕藩制国家は律令国家の完成体ということになり、肉に対する米の視点での日本の前近代史は、同方向での連続性を、ほぼ一貫してたどったことになる。

この点の当否を史実にもとづいて論じることがいまできないが、そこには恐らく実証の問題よりは、文献史料のそう思わせる記述と、そこからの歴史像という問題があるだろう。著者は、文献以外の史料や業蹟にも目をくばり、近年の常識による過去推察にきびしい批判の姿勢をもつて本書を記しているのだが、それでもなお浮かぶ感想である。

大きな構想を大胆に展開した本だけに、個々の問題について不備な部分があるのはやむをえない。評者の気付いたややこまかい問題を付け加えよう。

近世初頭に、狩猟の社会的意義が低下しその衰退の結果、鳥獣が増加して田島を荒らし農業生産の害敵とみなされる度合いを強めたという記述（二五七ページ）は、中世の狩猟衰退（三章四節）との認識に継続する趣旨であろうが、少なくとも近世初期の実情とは反すると考える。將軍家の大規模狩猟での膨大な獲物が記録されるのであり、江戸時

代も後期になるとその種の狩猟での獲物の減少があきらかである。將軍家等の狩猟の欲望が、広大な鳥獣保護区を設定させ、それが農業経営を圧迫する鳥獣の跋扈を生んだという土地は少なくない。日本列島上の棲息鳥獣の変遷という問題も、人間社会のありようと関わって興味深い問題となるのだが、江戸時代支配層の狩猟事例は、武家の転身（四章四節）という主張にも、かなりの留保を求めよう。

関連してまた、近世に入ると狩猟の後退によつて鳥獣肉の確保も難しくなり、肉の禁忌が最も徹底したのを元禄期頃とする主張（二五八・九ページ）にも疑問を抱く。少なくとも鳥類に関しては、尾張藩士の元禄期前後の日記『鸚鵡籠中記』に、客との会食のたびに購入して食用した記事がひんばんにみられ、この筆者は尾張藩の鷹場制度の停止が、禁猟区での鳥運上を認めたことに雁鴨の値下げを期待している。『閩甫食物本草』『庖厨備用倭名本草』やまた『養生訓』などこの前後の文献に、「元氣」を益するとして鳥獣肉を好むのを戒め、「淡薄」を勧める例が多いのは、支配層ないし富裕者の食生活への批判であった。この頃には、支配者の米・民衆の肉という著者の構図とは逆に、肉食は支配層の美食という面をもつたが、同様な事態は恐らく他

の時期にもみられたのではないか。このような「淡薄」な食への主張が、外国食文化への反発とあいまって肉食賤視を強めていったことは認められようが、賤視の対象にはなお別な問題がある。

生類憐れみ政策の一環としての鉄砲規制が、農耕に有害な鳥獸撃退のために緩和されざるをえなかったのは、当時の鳥獸の多さの反映だが、野獸を撃殺しても獵師以外にその肉利用を禁じたのは、肉穢視と結びついでに獵師への卑賤視を思わせる。だが獵師に対する卑賤視が、穢多に対するほどでなかったのは、穢多差別を肉食穢視觀念中心に解釈することに一考を求めないか。米に対する肉というとき、魚介類との区別はもとより、鳥獸の別のほか野獸と役畜との区別も、重要になることをも思わせる。

寛文六年の諸国山川掟が新規の焼畑を禁止したとの記述（二五一ページ）は、誤解にもとづくであろう。諸国山川掟は、淀川・大和川治水を意図したもので、幕府法とはいえ局地的なものであり、全国的規模での焼畑禁止令はあるべくもない。

この種の誤解は、恐らく評者の及ばないところでまだいくつあるだろう。それが各分野の研究者によって正され

ていくことは、著者の願いでもあると信じる。いくつかの誤謬や異なる考えの余地があることは、著者の名誉を傷つけるものではまったくない。

日本の歴史を対象とする研究者には、その担当領域をきびしく限定して他の領域に禁欲的な仕事が多いのではあるまいか。精緻な実証が求められるのは正しく、そこに応じた仕事にむろん十分の意味があるのだが、古代史とか近世史とかのわくを超え、また狭義の歴史学の領域をも超えての論議が、一方で必要だと考える。そして民衆の歴史というかけ声はもはや長い歴史をもつが、民衆の日常生活の重要な一環をなす食の歴史について、一部好事家の趣味人のしごとであるかにもなすような目が、果たして清算されたであろうか。こうした不満に対して、本書は、冒頭に記したように大きな抱負に満ちて大胆に広範な問題を提起した本であり、著者の労に深い敬意を表したい。（九三―八二）

（明治大学兼任講師）